

保 地 第 294 号
令和 2 年 5 月 1 日

各指定小児慢性特定疾病医療機関 御中

沖縄県保健医療部
地域保健課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた小児慢性特定疾病医療の
取扱いについて (通知)

本県の小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、令和 2 年 4 月 30 日付け児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令が公布及び施行され、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費について、その支給認定の有効期間を一年間延長する措置が講じられております。

本県においても当該改正省令の施行に基づき、令和 2 年 7 月 31 日に有効期間が満了する小児慢性特定疾病医療受給者証について、その有効期間を一律令和 3 年 7 月 31 日に延長することといたしましたので、その旨通知いたします。

各指定医療機関におかれましては、「受給者証の有効期間延長に伴う留意事項(別添 1)」をご参照の上、本通知に基づく小児慢性特定疾病医療の取扱いについて、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

添付資料

- 別添 1 受給者証の有効期間延長に伴う留意事項
- 別添 2 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について
- 別添 3 有効期間の延長措置に関するチラシ(厚生労働省)

小児慢性特定疾病に関する情報は下記沖縄県 HP にも都度掲載しておりますので、随時ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikioken/boshi/syo-man.html>

沖縄県保健医療部 地域保健課 母子保健班 TEL:098-866-2215 FAX:098-866-2241

受給者証の有効期間延長に伴う留意事項

沖縄県保健医療部
地域保健課

(1) 受給者証の取扱いについて

医療費支給認定にかかる有効期間の延長対象者には、新たに延長後の有効期間が記載された受給者証を発行せず、現在交付されている受給者証を引き続き使用することとする。それに伴い、現在使用されている受給者証の有効期間の表記について、「令和 02 年 07 月 31 日まで」を「令和 03 年 07 月 31 日まで」に読み替えるものとし、当該受給者証を引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

なお、小児慢性特定疾病医療費助成制度においては、その対象者を 20 歳未満（治療が継続され、更新の申請が承認された場合）としているが、今回の有効期間の延長に伴い、延長後の有効期間の終期が満 20 歳を超える場合は 20 歳の誕生日以降も延長された有効期間の終期まで医療費助成の対象とする。

(2) 変更申請等の取扱いについて

現在交付されている受給者証の記載事項等に変更が生じた場合は、支給認定申請書又は記載事項変更届に変更のあった事項を記載し、変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、管轄の保健所に申請すること。なお、新型コロナウイルス感染症にかかる現在の状況を踏まえて、各種申請については郵送でも受け付けているため、申請の際はご活用願いたい。

各種様式等については下記沖縄県HPを参照のこと。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/chiikihoken/boshi/syo-man.html>

(3) 新規申請の取扱いについて

今回の措置は児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 92 号）に基づくもので、対象者が現に医療費の支給認定を受けている小児慢性特定疾病児童等に限られることから、新規申請については、これまでどおり医療意見書の提出が必要となることご理解いただきたい。

健発 0430 第3号
障発 0430 第5号
令和2年4月30日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長
殿

厚生労働省健康局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について

今般の新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)の発生の状況等に鑑み、本日、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。)が公布及び施行されたところである(別添参照)。

改正省令の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これらについて御了知いただくとともに、管内の医療機関等の関係者に対して周知を図り、その施行に遺漏なきよう特段の御配慮をお願いする。また、各都道府県知事におかれては、管内市町村(特別区を含む。)に対しても周知を行っていただくようお願いする。

なお、第3の留意事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第1 改正省令の趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年4月16日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要」であり、「外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが・・・重要」と指摘されていること等を踏まえ、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、次に掲げる医療費(以下「小児慢性特定疾病医療費等」という。)について、支給認定の有効期間の延長措置を講ずるもの。

- ・ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく小児慢性特定疾病医療費

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援医療費
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。)に基づく特定医療費

第2 改正の概要

- (1) 改正省令の施行の日(令和2年4月 30 日)から令和3年2月 28 日までの間に支給認定の有効期間が満了する支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等、支給認定障害者等及び支給認定患者等(以下「対象受給者」という。)が新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書等を提出することが困難な場合には、当該支給認定の有効期間は、改正省令の施行の際現に効力を有する支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。
- (2) 令和2年3月1日から改正省令の施行の日の前日(令和2年4月 29 日)までの間に有効期間が満了した対象受給者の支給認定について、改正省令の施行の際に現に効力を有するものとみなして、(1)を適用すること。この場合の支給認定の有効期間は、令和2年3月1日に効力を有していた支給認定の有効期間に1年を加えた期間とすること。

第3 留意事項

- (1) 受給者証の取扱いについて

改正省令により有効期間が延長された支給認定に係る受給者証については、当面の間、現に対象受給者に交付されているものを引き続き使用することとして差し支えないこと。ただし、その際、対象受給者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、受給者証の取扱いについて十分に周知すること。

- (2) 変更申請等の取扱いについて

現に対象受給者に交付されている受給者証の記載事項等に変更が生じた場合は、児童福祉法第 19 条の5、障害者総合支援法第 56 条、難病法第 10 条等の規定に基づき、変更の申請等により対象受給者に係る支給認定の変更の認定を行うこととなるが、当該申請及び認定の手続においては、郵送により、申請の受付や受給者証の返還を行うこととするなど、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえた対応を行うよう配慮すること。

第4 施行期日

改正省令は、公布の日(令和2年4月 30 日)から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、

難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成の有効期間を自動で1年延長します。

▶ **令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間をそれぞれ1年間延長します。**

▶ **受給者証の再発行の有無などについては、受給者証の発行自治体からのお知らせ(※)やホームページ等を確認してください。**

※ 延長措置に関する対応の詳細については、例年多くの自治体から郵送等している「医療費助成の更新申請のお知らせ」と同様の方法により、延長の対象者に周知するよう、厚生労働省から各自治体に要請しています。

●有効期間の延長措置の詳細

✓ 対象者：令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に受給者証の有効期間が満了する方（※居住地によらず全国の方が対象）

✓ 延長期間：1年間

※ 延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。

(例) 現在お持ちの受給者証の有効期間の満了日：令和2年9月30日

延長後の有効期間の満了日：令和3年9月30日

●所得など申請事項に変更があった方について

✓ 受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（平成30年から令和元年にかけて所得が大きく減少した場合など）は、「変更申請」を行ってください。

※ 原則として診断書の取得は不要です（支給認定を受けたことのない指定難病に新たに罹患した場合を除く）。

※ 外出自粛要請等を踏まえ、可能な限り、郵送等による手続をお願いします。

●既に令和2年度の医療費助成の申請書を提出された方について

✓ 対象者のうち、既に申請書を提出いただいた方についても、上記の対象者の要件に該当する場合は、延長措置の対象となります。

※ 申請取下げなどの手続の可否については、申請先の自治体にお問い合わせください。